# 平成28年　第10回　農業委員会総会

日　時　平成28年10月25日　（火）　午後3時
場　所　糸　満　市　役　所　３　－　Ｃ　会　議　室

| | | | |
|---|---|---|---|
| 会長　国吉　真昭 | 代理 大城　茂治 | 1番　宮里　良淳 | 2番　百次　仁一 |
| 3番　仲西　栄二 | 4番　大城　誠常 | 5番　山城　学 | 6番　島當　道広 |
| 7番　新垣　芳隆 | | 9番　徳元　加栄 | 10番　賀数　宏 |
| 11番 玉城　秀則 | 12番 大小堀　旭 | 13番 具志堅　繁光 | 14番　長嶺　功 |
| | 16番 金城　勲 | 17番 大城　えり子 | 18番　大本　秀子 |
| | 20番 玉城　正智 | 21番 金城　早苗 | 22番　伊敷　幸栄 |

【欠席委員】
8番　玉城　信榮

【職務のために出席した職員】
上原 仁信　　　金城 伊作　　　玉城 弘一

【議事録署名人】
11番　玉城　秀則

【議事日程】
日程第1　議案第49号　農地法第3条第1項の規定による許可申請について
日程第2　議案第50号　農地法第5条第1項の規定による許可申請について
日程第3　議案第51号　農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について
日程第4　議案第52号　農業経営基盤促進事業に伴う農用地利用計画について
日程第5　議案第53号　非農地証明願いについて

# 平成28年　第10回　総会　議事録

| | |
|---|---|
| 事務局 | 時間になりましたので、平成28年第10回の農業委員会の総会を始めさせていただきます。本日の出席状況ですが、8番玉城信榮委員から欠席の連絡がありました。しかし過半数以上の出席がありますので、総会は成立いたします。それでは会長よろしくお願いします。<br><br>【開会のあいさつ】 |
| 会長 | 皆さんこんにちは。それでは平成28年第10回農業委員会総会を始めます。本日の議事録署名人が11番玉城秀則委員です。次回調査委員が14番長嶺功委員、16番金城勲委員、17番大城えり子委員となっています。よろしくお願いします。<br><br>【議事日程】<br>日程第1　議案第　49号　農地法第3条第1項の規定による許可申請について(9件)<br>日程第2　議案第　50号　農地法第5条第1項の規定による許可申請について(8件)<br>日程第3　議案第51号　農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について(1件)<br>日程第4　議案第52号　農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について(8件)<br>日程第5議案第　53号　非農地証明願いについて(1件)<br><br>【議題の審議】 |
| 会長 | それでは、議案の審議に入ります。日程第1議案第49号農地法第3条第1項の規定による許可申請について9件を議題とします。それでは、事務局よりご説明をお願いします。 |
| 事務局 | それでは2ページをお開き下さい。農地法第3条に係る許可申請についてであります。1番は東里の1筆で、売買による所有権移転であります。2番は摩文仁の1筆で、贈与による所有権移転であります。3番は米須の5筆で贈与による所有権移転であります。4番は米須の1筆で、売買による所有権移転であります。5番は米須の2筆で、売買による所有権移転であります。次に3ペー |

| | |
|---|---|
| | ジをお開き下さい。6 番は伊敷の 1 筆で、売買による所有権移転であります。7 番は国吉の 2 筆で、売買による所有権移転であります。8 番と 9 番は関連しております。8 番は宇江城の 2 筆で、贈与による所有権移転であります。9 番は宇江城の 2 筆で、40 年間の使用貸借権の設定であります。以上です。 |
| 会長 | ありがとうございました。それでは委員のみなさんのご意見ご質問よろしくお願いします。 |
| 委員 | 特になし。 |
| 会長 | それでは、議案第 49 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。 |
| 委員 | 異議なし。 |
| 会長 | それでは、次に議案第 50 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について 8 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | それでは 5 ページをお開き下さい。1 番は阿波根の 1 筆で農地区分が第 3 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。2 番と 3 番は関連しております。2 番と 3 番は糸洲の各 1 筆で、農地区分が第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。4 番は真栄平の 2 筆で農地区分が第 3 種農地であります。公民館への転用で、売買による所有権移転であります。次に 6 ページをお開き下さい。5 番は小波蔵の 1 筆で農地区分が第 1 種農地であります。駐車場への転用で、売買による所有権移転であります。6 番は真壁の 1 筆で農地区分が第 3 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。7 番は真栄平の 4 筆で農地区分が第 2 種農地であります。太陽光発電施設への転用で、売買による所有権移転であります。8 番は喜屋武の 1 筆で農地区分が第 2 種農地であります。一般住宅への転用で、売買による所有権移転であります。以上です。 |

| | |
|---|---|
| 会長 | それでは調査委員の報告をお願いします。 |
| 調査員 | それでは5条の報告を致します。7ページをお開き下さい。<br>申請地は、住宅及び県道に囲まれた第3種農地であり、一般住宅への転用は問題ないと判断しました。次に9ページをご覧ください。申請地は、宅地に囲まれた小集団の生産性の高くない第2種農地であり、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に11ページをお開き下さい。申請地は、住宅及び山林、雑種地に囲まれた第3種農地であり、公民館への転用は問題ないものと判断しました。次に13ページをお開き下さい。申請地は、第1種農地でありますが、不許可の例外の「既存の施設の拡張」に該当するため、駐車場への転用は問題ないものと判断しました。次に15ページをお開き下さい。申請地は住宅に囲まれた第3種農地であり、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。次に17ページをお開き下さい。申請地は、宅地及び雑種地、段差等に囲まれた生産性の高くない第2種農地であり、太陽光発電施設への転用は問題ないものと判断しました。次に19ページをお開き下さい。申請地は、宅地及び山林、原野に囲まれた小集団の生産性の高くない第2種農地であり、一般住宅への転用は問題ないものと判断しました。以上です。 |
| 会長 | それでは皆さんのご意見ご質問をよろしくお願いします。 |
| 委員 | 特になし。 |
| 会長 | それでは、議案第50号について議案通り決定してよろしいでしょうか。 |
| 委員 | 異議なし。 |
| 会長 | ありがとうございました。それでは、次に議案第51号農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名について1件を議題とします。事務局説明をお |

| | |
|---|---|
| | 願いします。 |
| 事務局 | それでは、21 ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業のあっせん委員の指名についてです。読み上げて同意を求めたいと思います。<br><br>議案書を読み上げて説明(内容省略) |
| 会長 | それでは、議案第 51 号について議案通り同意してよろしいでしょうか。 |
| 委員 | 異議なし。 |
| 会長 | ありがとうございました。次に議案 52 号農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画について 8 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | では、24 ページをお開き下さい。農業経営基盤強化促進事業に伴う農用地利用計画についてです。<br><br>議案書を読み上げて説明(一部内容省略)<br><br>28-66 は大度の 3 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。さとうきびの法人設立であります。28-67 は新垣の 2 筆で、5 年間の使用貸借権の設定であります。さとうきびの法人設立であります。28-68 は武富の 1 筆で、10 年間の賃借権の設定であります。なすのパイプハウス導入事業であります。28-69 は国吉の 2 筆で、7 年間の賃借権の設定であります。牧草の規模拡大であります。28-70、28-71 は宇江城の 1 筆で、農地利用集積円滑化事業による 5 年間の賃借権の設定であります。牧草の規模拡大であります。28-72、28-73 は伊原の 1 筆で、農地利用集積円滑化事業による 5 年間の賃借権の設定であります。小菊の規模拡大であります。28-74、28-75 は小波蔵の 1 筆で農地利用集積円滑化事業による 3 年間の賃借権の設定であります。いんげんの規模拡大であります。28-76 は山城の 3 筆で 10 年間の賃借権の設定であります。さとうきびの法人設立であります。以上です。 |

| | |
|---|---|
| 会長 | 　では、事務局からの説明をふまえまして、皆さんのご意見等よろしくお願いします。 |
| 委員 | 　特になし。 |
| 会長 | 　それでは議案 52 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。 |
| 委員 | 　異議なし。 |
| 会長 | 　ありがとうございました。次に議案 53 号非農地証明願いについて 1 件を議題とします。事務局より説明をお願いします。 |
| 事務局 | 　では、26 ページをお開きください。1 番、真栄平 1 筆の非農地証明願いであります。申請地は、昭和 56 年度の国の事業により、真栄平屋外運動場として整備され、現在まで使用されております。以上であります。 |
| 会長 | 　それでは調査委員の報告をお願いします。 |
| 調査員 | 　それでは非農地証明願いの報告を致します。27 ページをお開き下さい。<br>　申請地は、事務局の説明どおり、以前から運動場であり、非農地であります。 |
| 会長 | 　それでは皆さんのご意見ご質問をよろしくお願いします。 |
| 委員 | 　特になし。 |

| | |
|---|---|
| 会長 | それでは、議案第 53 号について議案通り決定してよろしいでしょうか。 |
| 委員 | 異議なし。 |
| 会長 | ありがとうございました。では以上で本日の総会を終了いたします。<br><br>議事録署名人<br><br>11 番　玉城　秀則 |